

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：家畜保健衛生費

### 事業名 死亡牛検査処理円滑化推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 家畜防疫対策課 防疫指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2886)

E-mail：[c11449@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11449@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 360 千円 (前年度予算額：360 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	360	0	0	0	0	0	0	0	360
要求額	360	0	0	0	0	0	0	0	360
決定額	360	0	0	0	0	0	0	0	360

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

牛海綿状脳症 (B S E) 対策特別措置法及び家畜伝染病予防法等により、96 か月齢以上の死亡牛及び家畜防疫員が必要と認めた牛等の検査費用が、飼料や畜産資材の高騰による畜産農家の経営悪化から大きな負担となっている。

### (2) 事業内容

96 か月齢以上の死亡牛等について、検査材料の採取及び B S E の検査関係費用の一部を助成する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10

(一社)岐阜県畜産協会が行う死亡牛の処理に要する経費を助成する事業について、補助を行う。

### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	360	死亡牛 B S E 処理に関する費用の一部を助成
合計	360	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略（R1～5）
  - 2 健やかで安らかな地域づくり
    - (2)安らかに暮らせる地域
      - ④災害と危機事案に強い岐阜県づくり
- ・新「ぎふ農業・農村基本計画」（R3～7）
  - (2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり
    - ④家畜伝染病に対応できる畜産産地づくり

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	死亡牛検査処理円滑化推進事業補助金
補助事業者（団体）	一般社団法人岐阜県畜産協会 （理由）県内の家畜の自衛防疫活動を組織的に実施する県内唯一の団体
補助事業の概要	（目的）牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法等による、96 か月齢以上の死亡牛等の検査を円滑に実施する。 （内容）96 ヶ月齢以上の死亡牛等について、検査材料の採取及び BSE 検査関係費用の一部を助成する。
補助率・補助単価等	<b>定額・定率・その他</b> （例：人件費相当額） （内容）1 頭あたり 3,000 円補助及び事業に要した付帯事務費の 10 分の 10 （理由）事業実施主体の収入基盤が脆弱であり、県畜産施策上必要な事業については必要な範囲内で補助が必要。
補助効果	死亡牛の BSE 検査について、円滑に検査がなされる。
終期の設定	終期：令和 3 年度 （理由）終期到来時にその時の達成状況や社会情勢等を踏まえて、その後の方針を検討のうえ、継続や廃止等の判断をする。

### （事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法等に基づき、検査対象である 96 か月齢以上の死亡牛等の全てについて検査を円滑に実施する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H26 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
① 検査実施率	100%	100%	100%

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	960 千円	960 千円	840 千円	(要求額) 360 千円	(要求額) 360 千円
指標①目標	100%	100%	100%	100%	100%
指標①実績	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

死亡牛のBSE検査を実施する上で、検査の必要性に対する認識が強まり、円滑に検査がなされた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

日本は、国際獣疫事務局により「無視できるBSEリスクの国」と評価されたところであるが、引き続き、畜産物の安全・安心を補完するため検査が必要。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

(評価)

○

家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法の事務の執行のため、本事業の実施が必要であり、他県に比べて負担が大きい  
ため、それに伴う支援が必要。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

96 か月齢以上の死亡牛全頭検査のより円滑な実施が期待できる。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている      △：向上の余地がある

(評価)

○

死亡牛を減少するため、飼養管理指導を実施していく。

(事業の見直し検討)

引き続き牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく 96 か月齢以上の死亡牛全頭検査の実施が不可欠であり、それに伴う支援が必要。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由)

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法等に基づき、検査対象である 96 か月齢以上の死亡牛検査を円滑に実施するため、引き続き支援が必要。